Question

10

オーナーの認知症対策

Q. オーナーの認知症対策にはどのような方法があるか?

要旨 中小企業のオーナー社長が認知症になった場合、経営者としての経営判断が適確に できなくなるばかりではなく、認知症と診断されて意思能力が欠如しているということに なると、会社の代表者として行った契約行為は無効とされてしまいます。

事業承継の面からは、経営者が認知症と診断される前に、経営者の交代と自社株や個人 名義の事業用財産の承継を最優先で行わなければなりません。

解説

1. オーナー社長が認知症になるリスク

中小企業の経営者年齢は年々高齢化しており、一方で65歳以上の方の約5人に1人が認知症となっているといわれます。万一、大株主でもある経営者が認知症になってしまうと、当面の経営や将来の事業承継に大きな問題が発生してしまいます。そのような事態にならないために、早期に対策をすべきです。

オーナー社長が認知症になる前に行っておくべき対策

①早期の後継者の交代と自社株等の承継対 策の実施

オーナー社長が元気なうちに後継候補を 選定し、時間をかけて後継者教育を行って いくのが理想です。同時に、自社株や個人 名義の事業用資産の承継も進めていく必要 があります。

②種類株式の活用

オーナー社長が高齢化している場合、種類株式を活用して、議決権だけでも後継候補者あるいは後継社長の議決権割合が3分の2以上とすることも考えられます。これにより、その後に認知症が進行して意思能力が欠如していると認められても、後継者

が会社の大株主として株主総会での主導権 を掌握することが可能となります。

③民事信託の活用

- ②と同様にオーナー社長が高齢化している場合、民事信託を活用してオーナー社長の自社株を信託する方法を検討する必要があります。
- ②の種類株式を活用するためには、株主 総会で種類株式を導入するための定款の変 更決議と種類株式への転換の手続きが必要 とされており、オーナー社長以外にも他の 株主がいる場合は少々面倒です。
- 一方、この自社株を信託財産とする民事 信託は、あくまでオーナー社長個人の財産 に関する手続きですので、他の株主には一 切知られずに手続きを実施できる点がメリットです。







Ι

認知症と診断される前の対策が必須

くご提案のポイント>

- ・オーナー社長が認知症となり意思能力が欠如していると診断された場合は、事業承継は困難となります。
- ・事業承継の面で、最も重要な点は、経営者が認知症と診断される前に経営者の交代 と自社株の承継対策を最優先で行う必要があるということです。

1. オーナー社長が認知症になるリスクを認識する

中小企業のオーナー社長が認知症になった場合、経営者としての経営判断が適確にできなくなるばかりではなく、認知症と診断されて意思能力が欠如しているということになると、会社の代表者として行った契約行為は無効とされてしまいます。

この場合、後見人をつけないと、個人の財産の管理・取引もできないことになってしまいます。自社株を含むその他の財産も同様です。

当面の経営だけでなく事業承継の面からも、経営者が認知症と診断される前に早期の対策をとるべきです。

2. オーナー社長が認知症になる前に行っておくべき対策

①早期の後継者の交代と自社株等の承継対策の実施

オーナー社長が元気なうちに後継候補を選定し、時間をかけて後継者教育を行っておく のが理想です。同時に、自社株や個人名義の事業用資産の承継も進めていくべきです。

②種類株式の活用

オーナー社長が高齢化している場合、種類株式を活用して、議決権だけでも後継候補者 あるいは後継社長の議決権割合が3分の2以上とすることも考えられます。これにより、 その後その方の認知症が進行して意思能力が欠如していると認められても、後継者が会社 の大株主として株主総会での主導権を掌握することが可能となります。

③民事信託の活用

- ②と同様にオーナー社長が高齢化している場合、民事信託を活用してオーナー社長の自 社株を信託する方法を検討する必要があります。
- ②の種類株式を活用するためには、株主総会で種類株式を導入するための定款の変更決議と種類株式への転換の手続きが必要とされており、オーナー社長以外にも他の株主がいる場合は少々面倒です。
- 一方、この自社株を信託財産とする民事信託は、あくまでオーナー社長個人の財産に関する手続きですので、他の株主には一切知られずに手続きを実施できる点がメリットです。



